

## 市第 125 号議案

## 横浜市区民文化センター条例の一部改正

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

## 横浜市条例（番号）

## 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成 5 年 3 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市港北区民文化センター	横浜市港北区
---------------	--------

別表第 1 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市港北区民文化センター	ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、楽屋	情報コーナー
---------------	------------------------	--------

別表第 2 横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会の項の次に次のように加える。

横浜市港北区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市港北区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
---------------------------	--

別表第 3 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市港北区民文化センター	ホー ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	51,000	60,000
		入場料等を徴収する場合	同	85,500	100,500
	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	同	5,100	
		入場料等を徴収する場合	同	7,700	
	音楽ルーム	同	22,500	26,500	
	練習室	同	7,300		
	楽屋	同	3,300		
	附帯設備	1式又は1台、1日につき	8,000		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第2の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市区民文化センター条例の規定に基づく横浜市港北区民文化センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 提 案 理 由

横浜市港北区民文化センターを設置するため、横浜市区民文化センター条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市区民文化センター条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市磯子区民文化センター	横浜市磯子区
<u>横浜市港北区民文化センター</u>	<u>横浜市港北区</u>
(省 略)	

別表第 1（第 4 条）

	ア	イ
(省 略)		
横浜市磯子区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
<u>横浜市港北区民文化センター</u>	<u>ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、楽屋</u>	<u>情報コーナー</u>
(省 略)		

別表第 2（第 6 条第 5 項、第 8 条、第 19 条第 1 項）

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市磯子区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

<p>横浜市港北区民文化センター指定 管理者選定評価委員会</p>	<p>横浜市港北区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務</p>
<p>(省 略)</p>	

別表第 3 (第 14 条 第 2 項)

種 別		単 位	利 用 料 金		
			平 日	日曜日、土曜日及び休日	
(省 略)					
横 浜 市 磯 子 区 民 文 化 セ ン タ ー	ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	40,500	47,000
		入場料等を徴収する場合	同	67,500	79,500
	ギ ャ ラ リ ー	入場料等を徴収しない場合	同	3,100	
		入場料等を徴収する場合	同	4,800	
	リ ハ ー サ ル 室	同	13,500	16,000	
	練 習 室	同	3,500		
	会 議 室	同	2,500		
	楽 屋	同	3,300		
	附 帯 設 備	1式又は1台、1日につき	8,000		
横 浜 市 港	ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	51,000	60,000
		入場料等を徴収する場合	同	85,500	100,500

北 区 民 文 化 セ ン タ ー	ギャラリー	入場料等を徴収 しない場合	同	5,100	
		入場料等を徴収 する場合	同	7,700	
	音楽ルーム		同	22,500	26,500
	練習室		同	7,300	
	楽屋		同	3,300	
附帯設備		1式又は1台 、1日につき	8,000		
(省 略)					

(備考省略)